

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」の概要について

出入国在留管理庁

第1 趣旨

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号。）及び整備の必要な関係政令について所要の規定の整備を行うもの。

第2 概要

1 出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正

改正法により出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）が改正され、違反調査における証拠収集手続に関する規定の整備、在留特別許可の申請制度の創設、上陸拒否期間を1年とする旨の決定に関する規定の整備、入国者収容所等における被収容者の処遇に関する規定の整備、仮滞在許可を受けた者の在留資格の取得に関する規定の整備等がなされることに伴い、以下のとおり、出入国管理及び難民認定法施行令を改正するもの。

(1) 領置物件等の公売に係る公告等に関する規定の整備について

ア 公売に付するときの公告すべき事項、公告の場所等に関する規定の整備

イ 公売に参加すること等を妨害した者、偽りの名義で公売に参加した者等の公売への参加の制限等に関する規定の整備

ウ 入札に参加しようとする者の保証金の納付、入札の目的となる物品の予定価格の決定等の公売の方法及び入札の手続に関する規定の整備

エ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときの落札者の決定に関する規定の整備

オ 価格を同じくする同種かつ大量の領置物件等を公売に付する場合における落札者の決定に関する規定の整備

カ 公売に付しても入札者がいない場合等における再公売に関する規定の整備

(2) 領置物件等の還付等の公告に関する規定の整備

(3) 差入物等の引渡し等の公告に関する規定の整備

(4) 入国者収容所等に収容中の者の不服申立てに係る行政不服審査法等の準用についての技術的読替えに関する規定の整備

(5) 新設される在留特別許可手続、仮滞在許可を受けた者の在留資格の取得手続等に係る法務大臣の権限の出入国在留管理庁長官への委任に関する規定の整備

(6) その他条項の整理等必要な改正

2 改正法の施行に伴い整備の必要な関係政令の一部改正

入管法の改正により、法務省組織令（平成12年政令第248号）に規定する出入国在留管理庁の所掌事務に、入国者収容所等に収容中の者の不服申立てに係る事務、仮滞在許可を受けた者の在留資格の取得に係る事務、収容に代わる監理措置に係る事務、退去の命令に係る事務を追加する等、入管法の改正に伴い整備の必要な関係政令について、所要の規定の整備を行うもの。

第3 今後の予定

施行日：令和6年6月上旬